

令和3年度船橋市地域保健推進協議会（書面開催）質問及び回答

（2）新型コロナウイルス感染症について

①-I 新型コロナウイルス感染症の対策について

【質問】

自宅療養者への配食サービスの内容を具体的に知るにはどうすればよいですか。希望した品を用意していただけるのでしょうか。

【回答】

配食サービスの内容につきましては、食料・日用品（下記参照）であり、市ホームページで周知しつつ、具体的なメニューや数量は配食サービスを利用する方に個別に御案内しています。

メニューにつきましては、利用者個々の希望に応じるものではなく、保健所が予め用意した共通のメニューとなっておりますが、療養上必要があれば、一部内容を変更するなどの対応も行っております。

数量は自宅療養期間に応じて、5日分または7日分を用意しています。

なお、対象となる方につきましては、療養期間中、ご家庭の備蓄等の食料品に不足が生じる場合で親族や知人から支援が受けられないか否かをお伺いした中で、対応が難しい方に実施しています。

記

- ・食料：ご飯・うどん等の主食類、主菜となる缶詰類、汁物、飲料水、ゼリー 等
- ・日用品：ティッシュペーパー、トイレットペーパー

令和3年度船橋市地域保健推進協議会（書面開催）質問及び回答

（3）新型コロナウイルス感染症に伴い特に影響を受けた事業

②-IV 食育推進事業

【質問】

食育の会議についてはオンラインでの開催は検討されていますか。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時は、保健所として感染症対策を中心とした業務の執行体制を優先するため、会議の開催を中止または延期する場合がありますが、開催する場合には集合型もしくはオンラインにより実施します。

令和3年度船橋市地域保健推進協議会（書面開催）質問及び回答

（3）新型コロナウイルス感染症に伴い特に影響を受けた事業

④-Ⅲ 生活衛生・食品衛生関連検査

【質問】

令和3年6月1日より、船橋市の条例ではなく国の省令が適用され、検便は任意となった。営業者は、食品等取扱者の健康管理について確認することとされているが、手指に傷があるか？下痢は？等の申告制となっている。

検便検査は任意となり、具体的な項目に検便検査と入っていないため、検便検査を受けない人が多くなっている。大企業や病院では検便検査を行っているが、一般の飲食店においては任意と説明され検査を受けない人が多い。

保健所で「検便検査必要」と、説明又は文書や項目に入れていただけると検査を受ける必要性があると判断するのではないのでしょうか。

【回答】

ご指摘のとおり、法改正以前は市条例に基づき検便を含めた従事者の健康診断を指導していましたが、改正法施行後においては、定期的な検便検査は義務づけておりません。

一方「大量調理施設衛生管理マニュアル」では、従事者の月1回以上の検便が明記されており、市としても国の通知に基づき、大量調理施設及び給食施設に対しては従事者の毎日の健康確認に加えて、当該マニュアルに沿った検便を指導しております。これは、検便は検体を採取した時点での健康状態の確認を行うもので、頻回に行うことによって食中毒リスクを低減させることができるとの考え方に基づいたものであり、大量調理施設や給食施設では、ひとたび食中毒が発生すると影響が広く及び、リスクが高いために指導しているものです。

一般飲食店等においても、頻回な検便検査の効果を否定するものではありませんが、従事者の衛生管理の基本は、毎日の健康確認であり、検便はこれを補完するもの、と位置付けています。

以上のことから一般飲食店等に対し、定期的な検便検査を義務とはしておりませんが、食品を介した危害防止を考える上で、健康状態の確認方法の一つとして検便検査があることは窓口や立入検査時等にお伝えしてまいります。